

## 資金面の課題に関するワーキング・グループ運営要領（案）

資金面の課題に関するワーキング・グループ(以下「WG」という。)  
の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1．WGの主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を  
求めることができる。
- 2．会議は原則として非公開とする。
- 3．WGの配付資料、議事要旨は、原則として公表する。ただし、  
主査が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部ま  
たは一部を公表しないものとすることができる。
- 4．この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関する事項は、  
主査がWGに諮り、定める。

（以上）